

令和 7 年度 鎌倉市就学援助金制度の御案内

この制度は、経済的な理由によって高等学校等に在籍する生徒の就学にお困りの保護者に、鎌倉市が就学援助金を支給する制度です。給付制度のため、返還は不要ですが、毎年申請が必要となります。

1 対象となる方

次の(1)、(2)の両方に該当する方で、所得の要件を満たす方（生活保護受給世帯は対象外）。

※ 受給できる方の所得の目安は「5 受給できる所得の目安について」を参考。

(1) 生徒と保護者又は父母等がともに鎌倉市内に住所を有すること

(2) 生徒が次のア～エのいずれかの学校に在学していること

ア 高等学校に置かれた全日制課程、定時制課程及び通信制課程

イ 中等教育学校の後期（高等部）課程

ウ 特別支援学校の高等部

エ 高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年に限る）

※ 単に技芸の習得等を目的として設置され、高等学校卒業資格の得られない学校は対象外です。

2 支給金額について

学用品や教科書費等として年 1 回 45,000 円

3 申請期間及び申請方法について

(1) 申請期間

令和 7 年(2025 年) 5 月 7 日（水）から令和 7 年(2025 年) 6 月 30 日（月）まで（必着）

※ 郵送の場合、時間に余裕をもって申請してください。

(2) 申請方法

ア 電子申請の場合

e-KANAGAWA での電子申請が可能です。

鎌倉市ホームページ > ホーム > 市政情報 > 申請書等ダウ

ンロードサービス > 電子申請・届出システムのトップへ

イ 郵送の場合



鎌倉市電子申請システム
e-kanakgawa

『就学援助金申請書』に記入し、必要書類及び 110 円切手を貼った返信用封筒を添えて、教育委員会学務課へ郵送してください。学校での申請はできません。

以下を切り取って御利用ください。

送付先

〒248-8686

鎌倉市御成町 18-10

鎌倉市教育委員会 学務課学務担当

(3) 申請に必要な書類

就学援助金申請書に、次の必要書類を必ず添付してください。

※ 申請書は生徒 1 人につき 1 枚作成してください。教育委員会学務課の窓口の他、市ホームページからダウンロードすることができます（ダウンロードは 4 月下旬以降可能）。

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gakumu/koukouseienjokin.html>

注意 申請に必要な書類は必ずご確認ください。（電子申請も同様です。）

(ア) 生徒証等の写し

在学していることを顔写真付き生徒証等の写し（生徒手帳不可）で確認しますので、必ず同封してください。顔写真付き生徒証が交付されていない等の場合はお問合せください。

なお、**高等専修学校**に在籍する生徒が、高校卒業資格を得るために、技能連携を行っている通信制の高等学校にも籍を置いている場合は、**技能連携校の在学証明書又は顔写真付き生徒証の写し**が必要になります。（高等専修学校のものは不可）

(イ) 持家の場合は、固定資産税納税通知書の写し等。

借家の場合は、家賃額等の確認ができる書類の写し等。

(ウ) 令和 7 年（2025 年）1 月 1 日現在、鎌倉市に住民登録がない方

令和 6 年（2024 年）分の所得を証明する書類。（下記のいずれかの書類）

- ・ 令和 6 年（2024 年）分の給与所得や年金所得等の源泉徴収票の写し
- ・ 令和 6 年（2024 年）分の所得税の確定申告書（控）の写し
- ・ 令和 7 年度市県民税申告書（控）の写し

(エ) 返信用封筒（110 円切手を貼り、申請者住所を記載したもの）

郵送による申請で受付後、受領書を送付するために使用します。

4 支給時期

令和 7 年（2025 年）8 月中旬

なお、支給の適否については、令和 7 年（2025 年）8 月初旬に郵送にて通知します。

5 受給できる所得の目安について（参考）

年間所得額は、同一世帯の家族全員の合計所得です。

世帯人員	世 帯 構 成	住居形態	目安となる年間所得額
2 人	父または母（41～59 歳）1 人、高校生 1 人	持家	2,100,000 円
3 人	父母（41～59 歳）2 人、高校生 1 人	持家	2,700,000 円
3 人	父または母（41～59 歳）1 人、高校生 2 人	持家	2,800,000 円
4 人	父母（41～59 歳）2 人、高校生 1 人、中学生 1 人	持家	3,500,000 円
5 人	父母（41～59 歳）2 人、高校生 2 人、中学生 1 人	持家	4,100,000 円

- 老齢年金やパートによる所得、不動産や配当金等給与以外の所得、退職金も含みます（所得額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告書の「所得金額の合計」の欄の金額を参照してください）。

目安となる年間所得は、世帯状況により異なります（家族構成、借家の場合等）。申請書の提出をもって審査を行い、支給の適否を決定しますので、支給を希望する方は必要書類を添えて申請書を郵送してください。電話による照会はできません。

○ 申請書類チェックリスト ○

- ☐ 申請書（押印不要です。）[郵送での申請の方]
- ☐ 生徒証等の写し（顔写真付きであることを確認してください。）[全員]
- ☐ 家賃額等の確認ができる書類 [全員]
- ☐ 所得を証明する書類 [令和7年1月1日現在、鎌倉市に住民登録がない方]
- ☐ 返信用封筒（110円切手を貼り住所・氏名を記載）[郵送での申請の方]

問合せ先

鎌倉市教育委員会 学務課学務担当

住所：〒248-8686

鎌倉市御成町 18-10

電話：0467-61-3796（直通）

FAX：0467-24-5569

メール：gakumu@city.kamakura.kanagawa.jp